

○西海市下水道条例

平成20年12月26日西海市条例第65号

改正

平成25年3月19日条例第20号
平成25年12月20日条例第50号
平成26年12月19日条例第23号
平成27年12月16日条例第32号
令和元年7月5日条例第4号
令和2年3月30日条例第12号

西海市下水道条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 公共下水道（第5条～第20条）
- 第3章 農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設及び地域し尿処理施設
 - 第1節 農業集落排水処理施設（第21条～第29条）
 - 第2節 漁業集落排水処理施設（第30条・第31条）
 - 第3節 地域し尿処理施設（第32条・第33条）
- 第4章 使用料及び手数料（第34条～第37条）
- 第5章 占用（第38条～第43条）
- 第6章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等（第44条～第48条）
- 第7章 雜則（第49条・第50条）
- 第8章 罰則（第51条～第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の設置する下水道の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等について、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（公共下水道以外の下水道にあっては、規則で定めるものを除く。以下「汚水」という。）をいう。
- (2) 下水道 公共下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設及び地域し尿処理施設をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する特定環境保全公共下水道（公共下水道のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設として定められていないもの（同法第7条第1項の市街化区域外の区域に終末処理場を有するものに限る。））をいう。
- (4) 農業集落排水処理施設 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき農業振興地域として指定された地域における汚水を排除し、及び処理するために本市が管理する施設で、汚水を集合して処理し、公共の水域に放流するための処理施設及びこれを補完する施設を有するものをいう。
- (5) 漁業集落排水処理施設 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の規定に基づき指定された漁港の背後に位置する漁業集落における生活環境の整備及び周辺水域の水質保全を図るために本市が管理する施設で、汚水を集合して処理し、公共の水域に放流するための処理施設及びこれを補完する施設を有するものをいう。
- (6) 地域し尿処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき市民の生活環境の向上を図るとともに、公共水域の水質保全に資するための汚水処理施設をいう。
- (7) 排水設備 下水を下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設をいう。

- (8) 使用者 下水を下水道に排除してこれを使用する者をいう。
(9) 使用月 排水施設の使用料徴収の便宜上、区分されたおおむね1月の期間をいう。
(代理人の選定)

第3条 市長は、義務者（公共下水道にあっては法第10条第1項の規定により、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設又は地域し尿処理施設にあっては第22条（第31条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定により、排水設備を設置しなければならない者をいう。以下同じ。）又は使用者で、市内に住所（法人にあっては、その主たる事務所）又は居所を有しないものに対し、この条例に規定する事項を処理させるため、市内に住所（法人にあっては、その主たる事務所）又は居所を有する者のうちから代理人を選定させることができる。

（共用者の連帯責任）

第4条 排水設備その他の排水施設を共同して使用する者は、連帯して、この条例に規定する義務を履行しなければならない。

第2章 公共下水道

（排水設備の設置）

第5条 公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から3年以内に当該排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた者については、この限りでない。

（排水設備の接続方法及び内径等）

第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の公共ますその他の排水施設又は他の排水設備（以下この条において「公共ます等」という。）に固着させること。
- (2) 排水設備を、公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものによること。
- (3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口	排水管の内径	勾配
150人未満	100ミリメートル以上	100分の2以上
150人以上300人未満	125ミリメートル以上	100分の1.7以上
300人以上500人未満	150ミリメートル以上	100分の1.5以上
500人以上	200ミリメートル以上	100分の1.2以上

（排水設備等の計画の確認）

第7条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合することについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあっては、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。

（排水設備の工事の施行）

第8条 排水設備の新設等の工事は、指定工事店でなければ行ってはならない。

2 指定工事店について必要な事項は、西海市排水設備指定工事店規則（平成17年西海市規則第158号）で定める。

（排水設備等の工事の検査）

第9条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から7日

以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。この場合において、指定工事店は、責任技術者を立ち会わせなければならない。

- 2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

(排水区域外の使用)

第10条 市長は、排水区域外のものにあっても、公共下水道の管理上支障がない場合において、特に必要があると認めたときは、公共下水道の使用を許可することができる。

- 2 前項の規定により許可を受けた者に対しては、この条例の規定を適用する。

(排水区域外の使用による取付管の設置)

第11条 前条の規定により排水設備を公共下水道に接続させる場合の取付管の設置工事は、義務者又は使用者の負担により施行するものとする。

(排水設備等の撤去)

第12条 排水設備等を撤去しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(使用開始等の届出)

第13条 公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している場合にその使用を再開しようとする者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 西海市水道事業給水条例（平成17年西海市条例第230号。以下「水道給水条例」という。）第14条の規定により、水道の給水について市長の承認を得た者又は水道給水条例第19条第1項の規定により、市長に対し、水道の使用の中止若しくは廃止の届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(分担金)

第14条 新たに公共下水道を使用しようとする者は、速やかに市長に届け出ると同時に分担金を納入しなければならない。

- 2 前項の分担金は、西海市下水道事業分担金徴収条例（平成17年西海市条例第213号）に定める額とする。

(除害施設の設置等)

第15条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。ただし、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満である者には適用しない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超える未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

- 2 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。ただし、次に掲げる物質又は項目のうち、規則で定めるものについては、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満である者には適用しない。

- (1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下
- (2) シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下
- (3) 有機燐化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下
- (4) 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下
- (5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下
- (6) ひ素及びその化合物 1リットルにつきひ素0.1ミリグラム以下
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
- (8) アルキル水銀化合物 検出されないこと。

- (9) ポリ塩化ビフェニル 1リットルにつき0.003ミリグラム以下
 - (10) トリクロロエチレン 1リットルにつき0.3ミリグラム以下
 - (11) テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
 - (12) ジクロロメタン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
 - (13) 四塩化炭素 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
 - (14) 1.2-ジクロロエタン 1リットルにつき0.04ミリグラム以下
 - (15) 1.1-ジクロロエチレン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
 - (16) シス-1.2-ジクロロエチレン 1リットルにつき0.4ミリグラム以下
 - (17) 1.1.1-トリクロロエタン 1リットルにつき3ミリグラム以下
 - (18) 1.1.2-トリクロロエタン 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
 - (19) 1.3-ジクロロプロペン 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
 - (20) テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム） 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
 - (21) 2-クロロ-4.6-ビスエチルアミノ（-S-トリアジン別名シマジン） 1リットルにつき0.03ミリグラム以下
 - (22) S-4-クロロベンジル=N. N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ） 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
 - (23) ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
 - (24) セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
 - (25) ほう素及びその化合物 1リットルにつきほう素10ミリグラム以下
 - (26) ふつ素及びその化合物 1リットルにつきほう素8ミリグラム以下
 - (27) フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - (28) 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下
 - (29) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛5ミリグラム以下
 - (30) 鉄及びその化合物（溶解性） 1リットルにつき鉄10ミリグラム以下
 - (31) マンガン及びその化合物（溶解性） 1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下
 - (32) クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下
 - (33) ダイオキシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下
 - (34) 温度 45度未満
 - (35) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
 - (36) 水素イオン濃度 水素指数5を超える未満
 - (37) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
 - (38) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
 - (39) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
 - (40) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
 - (41) りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
- （特定事業場からの下水の排除の制限）

第16条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超える未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

- (7) 磷含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
- 2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。
- (1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。
 - (2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(除害施設等の計画の確認及び設置等の検査)

第17条 第15条の規定により除害施設を設け、又は必要な措置をしようとする者は、あらかじめ、その計画が第15条に規定する除害施設又は必要な措置として有効であることについて、規則で定めるところにより申請し、その確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する除害施設の設置又は必要な措置を完了した者は、その完了した日から7日以内にその旨を市長に届け出て、当該設置した除害施設又は措置が前2条に規定する除害施設又は必要な措置として有効であるかどうかについて、市長が指定する職員の検査を受けなければならない。

(改善命令等)

第18条 市長は、第15条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、期限を定めて、除害施設の設置、改善その他水質の改善に必要な措置をするよう命ずることができる。

2 市長は、前項の命令に違反した者に対し、その者の排除する下水が法令の規定に適合することとなるまでの間、当該下水の排除を一時停止するよう命ずることができる。

(行為の許可)

第19条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図（排水設備に係るものと除く。）

(2) 物件の配置及び構造を表示した図面（排水設備に係るものと除く。）

2 下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第16条で定める軽微な行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可を要しない軽微な変更)

第20条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付隨して行うものとする。

第3章 農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設及び地域し尿処理施設

第1節 農業集落排水処理施設

(農業集落排水処理施設の名称等)

第21条 農業集落排水処理施設の名称及び処理区域は、次のとおりとする。

名称	処理区域
平原地区農業集落排水処理施設	西彼町平原郷の区域（一部の区域を除く。）
皆割石地区農業集落排水処理施設	西彼町八木原郷皆割石地区の全域
小迎地区農業集落排水処理施設	西彼町小迎郷の区域（一部の区域を除く。）
亀浦風早地区農業集落排水処理施設	西彼町亀浦郷、風早郷、白似田郷元越地区の区域（一部の区域を除く。）
川内・水浦地区農業集落排	西海町太田原郷、川内郷、丹納郷、水浦郷の区域（一部の区域を除く。）

水処理施設	
太田和地区農業集落排水処理施設	西海町太田和郷、中浦北郷の区域（一部の区域を除く。）
横瀬地区農業集落排水処理施設	西海町横瀬郷、面高郷の区域（一部の区域を除く。）
柳地区農業集落排水処理施設	大瀬戸町多以良外郷の区域（一部の区域を除く。）
多以良地区農業集落排水処理施設	大瀬戸町多以良内郷の区域（一部の区域を除く。）
雪浦地区農業集落排水処理施設	大瀬戸町雪浦上郷・下郷・下釜郷、瀬戸東浜郷の区域（一部の区域を除く。）

2 市長は、農業集落排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除し、又は処理すべき区域その他必要な事項を告示するものとする。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

（排水設備の設置）

第22条 前条第2項の規定により告示された区域（以下「農業集落排水処理施設区域」という。）内において建築物を所有する者は、農業集落排水処理施設の供用が開始された日から3年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（排水設備の接続等）

第23条 汚水を農業集落排水処理施設に流入させるために排水設備の新設等を行おうとする者は、次に定めるところによりこれを行わなければならない。

- (1) 令第8条（第1号及び第6号を除く。）の規定の例によること。
- (2) 排水設備は、農業集落排水処理施設の排水施設（所有者の承諾を得て、他人の排水設備により汚水を排除する場合における当該他人の排水設備を含む。次号において同じ。）に固着させること。
- (3) 排水設備を農業集落排水処理施設の排水施設に固着させるときは、当該排水施設の機能を妨げ、又は当該排水施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものによること。

（水洗便所の設置義務等）

第24条 農業集落排水処理施設区域内において建築物を建築しようとする者は、便所は、水洗便所（汚水管が農業集落排水処理施設に連結されたものに限る。以下この条において同じ。）としなければならない。

2 農業集落排水処理施設区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該農業集落排水処理施設区域についての第21条第2項の規定により告示された供用を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない。

3 前2項の規定は、水洗便所としないことについて相当の理由があると市長が認める場合は、適用しない。

（必要な施設の設置等）

第25条 農業集落排水処理施設の使用者は、第15条第1項に規定する下水を継続して排除しようとするときは、当該下水による障害を除去するために必要な施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

（改善命令等）

第26条 市長は、前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、期限を定めて、同条の施設の設置又は改善その他水質の改善に必要な措置をするよう命ずることができる。

2 市長は、前項の命令に違反した者に対し、その者の排除する下水がこの条例の規定に適合することとなるまでの間、当該下水の排除を一時停止するよう命ずることができる。

（行為の許可）

第27条 農業集落排水処理施設に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して物

件を設ける行為（市長が定める軽微な行為を除く。）を行う者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）を行うときも、同様とする（第22条の規定により排水設備を設ける場合を除く。）。

2 前項に規定する市長が定める軽微な行為又は市長が定める軽微な変更をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

（監督処分）

第28条 市長は、この節（第25条を除く。）の規定又は当該規定に基づく規則に違反している者に対し、当該違反行為の中止等必要な措置を命ずることができる。

（準用規定）

第29条 第7条から第14条まで、第17条及び第19条第1項の規定は、農業集落排水処理施設について準用する。この場合において、第17条第1項及び第2項中「第15条」とあるのは「第25条」と、「除害施設」とあるのは「必要な施設」と、第19条第1項中「法第24条第1項」とあるのは「第27条第1項」と読み替えるものとする。

第2節 漁業集落排水処理施設

（漁業集落排水処理施設の名称等）

第30条 漁業集落排水処理施設の名称及び処理区域は、次のとおりとする。

名称	処理区域
江島漁業集落排水処理施設	崎戸町江島の全域
黒瀬地域下水処理施設	大島町黒瀬地区の全域
大島塩田漁業集落排水処理施設	大島町大島、塩田地区の全域

2 市長は、漁業集落排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を排除し、及び処理すべき区域その他必要な事項を告示するものとする。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

（準用規定）

第31条 前節（第21条を除く。）の規定は、漁業集落排水処理施設について準用する。この場合において、第22条中「前条第2項」とあるのは「第30条第2項」と、「農業集落排水処理施設区域」とあるのは「漁業集落排水処理施設区域」と、第24条第1項中「農業集落排水処理施設区域」とあるのは「漁業集落排水処理施設区域」と、同条第2項中「農業集落排水処理施設区域」とあるのは「漁業集落排水処理施設区域」と、「第21条第2項」とあるのは「第30条第2項」と、第29条中「第25条」とあるのは「第31条において準用する第25条」と、「第27条第1項」とあるのは「第31条において準用する第27条第1項」と読み替えるものとする。

第3節 地域し尿処理施設

（地域し尿処理施設の名称等）

第32条 地域し尿処理施設の名称及び処理区域は、次のとおりとする。

名称	処理区域
馬込地域下水処理施設	大島町馬込西、中央地区の全域馬込東地区の区域 (一部の区域を除く。)
内浦地域下水処理施設	大島町内浦地区の区域(一部の区域を除く。)
真砂地域下水処理施設	大島町真砂地区の区域(一部の区域を除く。)
楠地地域下水処理施設	大島町馬込東地区の区域(一部の区域を除く。)
塔の尾、太田尾地域下水処理施設	大島町塔の尾、太田尾地区の区域(一部の区域を除く。)
間瀬地域下水処理施設	大島町間瀬、百合ヶ丘地区の全域 大島町真砂、徳万地区の区域(一部の区域を除く。)

2 市長は、地域し尿処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を排除し、及び処理すべき区域その他必要な事項を告示するものとする。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

（準用規定）

第33条 第1節（第21条を除く。）の規定は、地域し尿処理施設について準用する。この場合におい

て、第22条中「前条第2項」とあるのは「第32条第2項」と、「農業集落排水処理施設区域」とあるのは「地域し尿処理施設区域」と、第24条第1項中「農業集落排水処理施設区域」とあるのは「地域し尿処理施設区域」と、同条第2項中「農業集落排水処理施設区域」とあるのは「地域し尿処理施設区域」と、「第21条第2項」とあるのは「第32条第2項」と、第29条中「第25条」とあるのは「第33条において準用する第25条」と、「第27条第1項」とあるのは「第33条において準用する第27条第1項」と読み替えるものとする。

第4章 使用料及び手数料

(使用料の徴収)

第34条 使用料は、使用者又は代表者から納入通知書による窓口納付、集金又は口座振替の方法により毎月徴収する。

2 使用料は、定例日（料金算定の基準として、あらかじめ市長が定めた日をいう。）に排水量を認定し、その日の属する月分として当該月の末日（以下「納期限」という。）までに納付しなければならない。

3 使用料は、第13条に規定する使用開始の届出により徴収する。ただし、使用者がその届出を怠ったときは、市長が使用開始日を指定する。

(使用料の算定方法)

第35条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額とする。

1世帯又は1事業所につき1箇月当たり	
基本料金	超過料金（1m ³ 当たり）
5m ³ まで	1,018円
10m ³ まで	1,527円

備考 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 西海市水道事業及び簡易水道事業給水（以下「水道水」という。）を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、二以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量は規則で定める水量とし、水道水と共にしている場合も同様とする。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 下水道の使用休止又は廃止の届出がない場合は、下水道を使用したものとみなして、使用料を徴収する。

(資料の提出)

第36条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(手数料)

第37条 次の各号に掲げる事務を行うときは、申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 第8条第1項の指定 1件につき 10,000円

(2) 前号の指定の更新 1件につき 5,000円

2 前項の手数料は、申請の際、これを徴収する。

3 既納の手数料は、返還しない。

第5章 占用

(占用の許可)

第38条 下水道の敷地又は排水施設に物件を設けて下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第24条第1項の許可及び第27条第1項（第31条及び第33条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者については、前項の許可を受けた者とみなす。

（占用の許可基準）

第39条 市長は、下水道の占用が下水道の管理に支障を及ぼさず、かつ、下水道の敷地外又は排水施設外に余地がないためにやむを得ないと認められるもので、市長が定める基準に適合するものに限り、前条第1項の許可（以下「占用の許可」という。）を与えることができる。

（占用料）

第40条 下水道の占用料（以下「占用料」という。）は、占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）から徴収する。

2 占用料の額及び徴収方法については、この条例に定めるもののほか、市道の道路占用料の例による。

（無断占用に対する措置）

第41条 市長は、占用の許可を受けないで下水道の敷地又は排水施設を占用した者に対しては、その行為を停止させ、期限を定めて物件を除却させ、若しくは当該敷地又は排水施設を原状に回復させることができる。

（許可の取消し等）

第42条 市長は、占用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は下水道の管理上若しくは公益上やむを得ない必要が生じたときは、占用の許可を取り消し、又はその条件を変更することができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は占用の許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により占用の許可を受けたとき。
- (3) 占用料を滞納したとき。

2 前項の規定により占用の許可を取り消し、又はその条件を変更した場合において、占用者に損害を及ぼすことがあっても、本市は、その損害賠償の責めを負わない。

（原状回復）

第43条 占用者は、占用の許可により下水道の敷地若しくは排水施設に物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該下水道の敷地若しくは排水施設に物件を設ける必要がなくなったときは、当該物件を除却し、下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長において原状に回復することが不適当であると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、占用者に対して前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

第6章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第44条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第46条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とする。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最少限度のものとする措置を講ずるものとする。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずるものとする。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。

（排水施設の構造の基準）

第45条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずるものとする。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設ける。
- (5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設ける。

（処理施設の構造の基準）

第46条 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、第44条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置を講ずるものとする。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

（適用除外）

第47条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

（終末処理場の維持管理に関する基準）

第48条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節する。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去するものとする。
- (3) 急速ろ過法によるときは、ろ床が詰まらないよう定期的にその洗浄等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節するものとする。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持するものとする。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

第7章 雜則

（使用料等の減免）

第49条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるものについては、使用料、手数料、延滞金及び占用料を減免することができる。

（委任規定）

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

（罰則）

第51条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第7条（第29条（第31条及び第33条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けないで排水設備の工事をし、又は第17条第1項（第29条（第31条及び第33条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けないで、除害施設の工事若しくは第25条（第31条及び第33条において準用する場合を含む。）に規定する施設の工事若しくは必要な措置をした者
- (2) 第7条第2項若しくは第13条第1項（第29条（第31条及び第33条において準用する場合を含む。）においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第17条第2項（第29条（第31条

及び第33条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第19条第2項、第27条第2項(第31条及び第33条において準用する場合を含む。)の規定による届出又は報告を怠った者

- (3) 第8条第1項(第29条(第31条及び第33条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者
- (4) 排水設備、除害施設若しくは第25条(第31条及び第33条において準用する場合を含む。)に規定する施設の新設等を行った場合又は第17条第1項(第29条(第31条及び第33条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)若しくは第19条に規定する必要な措置をした場合において、第9条(第29条(第31条及び第33条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)又は第17条第2項(第29条(第31条及び第33条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による届出を当該各条に規定する期間内に行わなかった者
- (5) 第12条(第29条(第31条及び第33条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第18条、第26条(第31条及び第33条において準用する場合を含む。)又は第28条(第31条及び第33条において準用する場合を含む。)の規定による命令に従わなかった者
- (6) 第15条、第16条、第25条(第31条及び第33条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は第43条第1項の規定に違反した者
- (7) 第27条第1項(第31条及び第33条において準用する場合を含む。)の規定に違反した行為をした者
- (8) 第36条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (9) 第41条の規定による処分に従わなかった者
- (10) 第43条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (11) 第7条第1項(第29条(第31条及び第33条において準用する場合を含む。)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第17条第1項若しくは第19条第1項(第29条(第31条及び第33条において準用する場合を含む。)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、の規定による申請、第7条第2項、第9条若しくは第13条第1項(第29条(第31条及び第33条において準用する場合を含む。)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第17条第2項(第29条(第31条及び第33条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第19条第2項、第27条第2項(第31条及び第33条において準用する場合を含む。)、第36条の規定による資料において、偽りの申請若しくは届出をし、又は不実の記載のあるものを提出した者

第52条 市長は、偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(両罰規定)

第53条 市長は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者のほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年3月31日から施行する。
(西海市地域下水道条例の廃止)
- 2 西海市地域下水道条例(平成17年西海市条例第212号)は廃止する。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第2条の規定による廃止前の西海市地域下水道条例(以下「旧地域下水道条例」という。)第4条の規定により告示されている場合における第2条の規定による改正後の西海市下水道条例(以下「新下水道条例」という。)第22条及び第24条第2項の規定の適用については、新下水道条例第22条中「農業集落排水処理施設の供用が開始された日」とあり、及び新下水道条例第24条第2項中「当該農業集落排水処理施設区域についての第21条第2項の規定により告示された供用を開始すべき日」とあるのは、「平成21年3月31日」とする。
- 4 前項の規定は、新下水道条例第31条及び第33条において読み替えて準用する新下水道条例第22条

及び第24条第2項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「第22条中」とあるのは「第31条において準用する新下水道条例第22条中」と、「農業集落排水処理施設」とあるのは「漁業集落排水処理施設」と、「第24条第2項中」とあるのは「第31条において準用する新下水道条例第24条第2項中」と、「当該農業集落排水処理施設区域」とあるのは「当該漁業集落排水処理施設区域」と、「第21条第2項」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとし、及び前項中「第22条中」とあるのは「第33条において準用する新下水道条例第22条中」と、「農業集落排水処理施設」とあるのは「地域し尿処理施設」と、「第24条第2項中」とあるのは「第33条において準用する新下水道条例第24条第2項中」と、「当該農業集落排水処理施設区域」とあるのは「当該地域し尿処理施設区域」と、「第21条第2項」とあるのは「第32条第2項」と読み替えるものとする。

- 5 この条例の施行の際現に旧地域下水道条例に規定する農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設および地域し尿処理施設を使用している者については、新下水道条例第4章の規定は、施行日以後の排出量に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、旧地域下水道条例の例による。
- 6 施行日前において、旧地域下水道条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新下水道条例の相当規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。
- 7 施行日前にした旧地域下水道条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、旧地域下水道条例の例による。
- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成25年3月19日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行日に既に存する施設で第44条から第46条までの規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、なお従前の例による。ただし、施行日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

附 則（平成25年12月20日条例第50号）

この条例は、平成26年4月1日から施行し、同年5月に排水量が認定され同月末日までに納入することとなる使用料から適用する。

附 則（平成26年12月19日条例第23号抄）

改正

平成27年12月16日条例第32号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に徴収する市の債権から適用する。
（経過措置）
- 2 この条例の附則第6項から附則第16項までの規定により改正され、又は廃止される各条例の改正前又は廃止前の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則（平成27年12月16日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月5日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）
（下水道事業における経過措置）
- 7 この条例による改正後の西海市下水道条例第35条第1項の表の規定にかかわらず、令和元年10月1日前から継続している下水道の使用で、同月1日前から同月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月30日条例第12号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。